様式第3号（第13条関係）

発第　　　号

年　月　日

様

三股町長　 　　　　　　　　　印

　　年度みまた地域ブランド発信事業選考結果通知書

　　　　年　月　　日付で交付申請のあったみまた地域ブランド発信事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく　　　　年度みまた地域ブランド発信事業補助金については、補助金等の交付に関する規則第4条及び要綱第13条の規定により、次のとおり交付することを決定したから、同規則第7条及び要綱第13条の規定により通知する。

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　交付決定の内容　　　みまた地域ブランド発信事業

交付決定に付した補助条件

１　この補助金は、他の事業に流用してはならない。

２　この補助金の対象となった事業が終了したときは、直ちに補助事業実績報告書を提出しなければならない。ただし、特に指示したものについては、この限りではない。

３　次の各号の一に該当する場合は、この補助決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

　(1)　補助金の交付目的及び補助条件に違反したとき。

　(2)　事業成績不良と認めたとき。

　(3)　詐欺又は不正の手段で補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

４　この補助金の使途については、町監査委員が随時監査を行うことがある。

５　この補助金を受けて実施する事業は、3年間実績報告を求めることがある。

６　その他（みまた地域ブランド発信事業補助金交付要綱の規定による。）